

集団回収の手引き



 熊本市

再生資源集団回収助成制度について

熊本市は、再生資源の集団回収を応援します！

熊本市では、リサイクルによる資源物の有効利用を推進するとともに、地域コミュニティの形成を促すため再生資源の集団回収活動に対して助成金を交付しています。



1. 制度の概要



団体登録

助成金交付を受けるためには、あらかじめ市に団体登録をすることが必要です。登録の手続きは、各区役所まちづくり推進課または市役所ごみ減量推進課で随時受付けています。

対象となる団体

熊本市内の町内自治会、PTA、子ども会など、市内の住民で構成され、営利を目的としない団体です。

助成金の申請

助成金の申請は、上半期（1～6月）と下半期（7～12月）の集団回収活動に分けて、年に2回受付を行います。申請時期に登録団体の代表者の方へ申請に必要な書類を送付しますので、書類の内容を確認し、必要事項を記入後、各区役所まちづくり推進課または市役所ごみ減量推進課に期日までに来課のうえ申請してください。

助成金の支払い

助成金は、助成金交付申請書の内容を確認した後、ご指定の口座に振り込みます。

2. 助成品目と単価

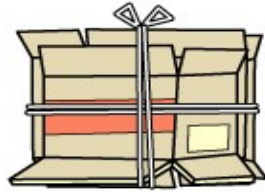


助成品目 (1kgあたり 6円)

※助成対象となるのは家庭から出た資源物です
(事業所から出たものは対象となりません。)



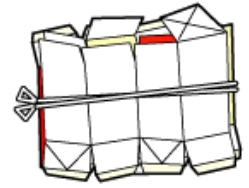
新聞紙



段ボール



雑紙



紙パック



びん類



アルミ類、スチール類



古着

種類	品目	助成金単価 (円)
古紙類	新聞紙、雑紙、段ボール及び紙パック (500ml以上のものに限る)	1kg当たり6円
ガラスびん類 (再使用可能なびん)	一升びん	1本当たり6円 (1本は1kgと換算する)
	ビールびん、Rびんなど	1本当たり3円 (1本は0.5kgと換算する)
金属類	アルミ類、スチール類 (市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る)	1kg当たり6円
布類	古着	1kg当たり6円

回収量に応じた助成金とは別に、1月1日から12月31日までの期間の実施回数が3回以上の団体については、次の算式により助成金を交付する。ただし、この実施回数に応じた助成金は、1団体あたり年額24,000円を限度とする。

(実施回数-2回) × 2,000円

※実施回数による助成金の交付は下期にまとめて行います。

熊本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えております。

※お問い合わせは熊本市 地域活動推進課まで

電話 328-2036



3. 助成金交付までの流れ



集団回収活動

登録団体による資源物回収

町内や団体内で十分に周知し、できるだけ多くの資源物が集まるように工夫しましょう。

登録業者への引渡し

登録業者から受領書(計量・計算書)を受け取り申請時期まで保管

【計量・計算書受領時の注意】

回収量、買取金額等の記載内容及び登録業者印鑑の有無等の確認をしましょう。

※ 計量・計算書の原本は申請時に市へ提出してください。

市役所へ実績報告及び助成金申請

助成金の申請は、上半期(1~6月)と下半期(7~12月)の回収活動に分けて、年に2回受付を行います。申請時期に登録団体の代表者の方へ申請に必要な書類を送付しますので書類の内容を確認し、必要事項を記入後、期日までに来課申請

【提出書類】

- 再生資源集団回収助成金交付申請書及び実績報告書(様式第4号)
- 請求委任書(様式第5号)
- 登録業者からの計量・計算書(原本)
- 振込み通帳のコピー

※ 申請受付期間に申請(郵送不可)がない場合は助成金の支払いができません。

申請の際は、代表者の印鑑(シャチハタ印は不可)をお持ちください。

助成金の交付

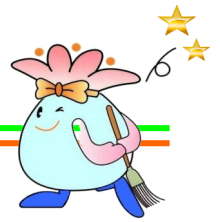
申請するすべての登録団体の助成金交付申請書提出の有無を確認後、申請書内容を審査し、指定の口座へ振り込み

指定の口座へ振込後、団体の代表者の方へ振込みの通知をしますので、交付決定金額を確認し、通帳を確認しましょう。

【振込み予定】 (上半期) 8月末
(下半期) 2月末

※ 申請時のお届け口座内容等に不備があった場合は、振込みの手続きが遅れます。

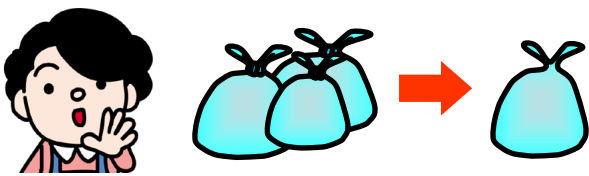
4. 集団回収のメリット



集団回収を行うことでたくさんのメリットがあります。

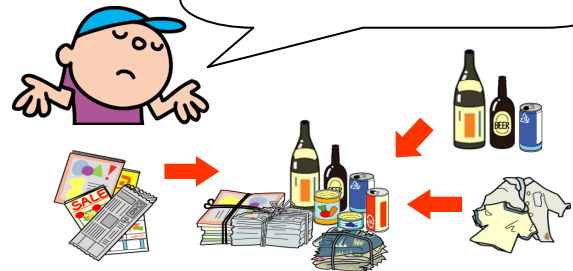
家庭から出るごみの減量

集団回収を行うことで、家庭ごみの減量・リサイクルの推進につながります。



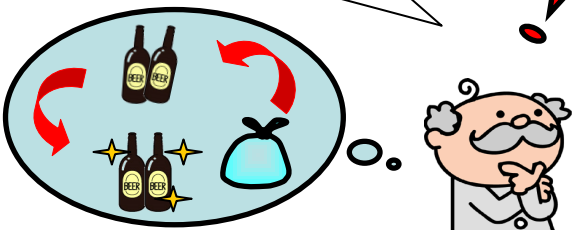
資源物が効率よく集まる

多くの家庭から回収できるので資源物が効率よく大量に集まります。



リサイクル意識が高まる

集団回収活動をするすることで参加者のリサイクル意識が高まります。



活動資金として有効利用

登録業者からの買い取り金に加え、市から助成金が出るので団体の活動費用に活用できます。



地域コミュニティに役立つ

集団回収活動を通して、地域や活動団体内のコミュニケーションが図れます。



資源物の持ち去り防止

ごみステーションへ出される資源物が減り、持ち去り行為の抑制につながります。



5. 回収した資源物の引き渡し方



回収した資源物は登録業者に引き渡しましょう。

資源物の引き取り方は登録業者によって異なりますので、収集方法や引取り単価等も含め資源物の出し方について回収を依頼する登録業者に確認しましょう。

(注意) 紹介するのは一般的な引渡しの一例です。

古紙類の出し方

新聞紙

- ・新聞紙に入っている折込チラシはそのまま（まとめて十字に縛る）



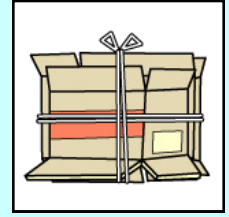
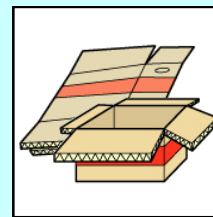
雑紙

- ・雑誌、本、菓子箱、包装紙、封筒など（まとめて十字に縛る）
- ・または、紙袋に入れて中が出ないように縛って出す



ダンボール

- ・ダンボールのみで（まとめて十字に縛る）



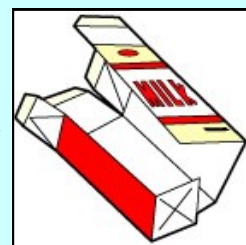
紙パックの出し方

紙パック

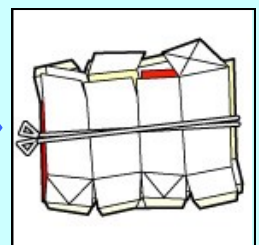
（500ml 以上に限る）



① 洗って



② 開いて



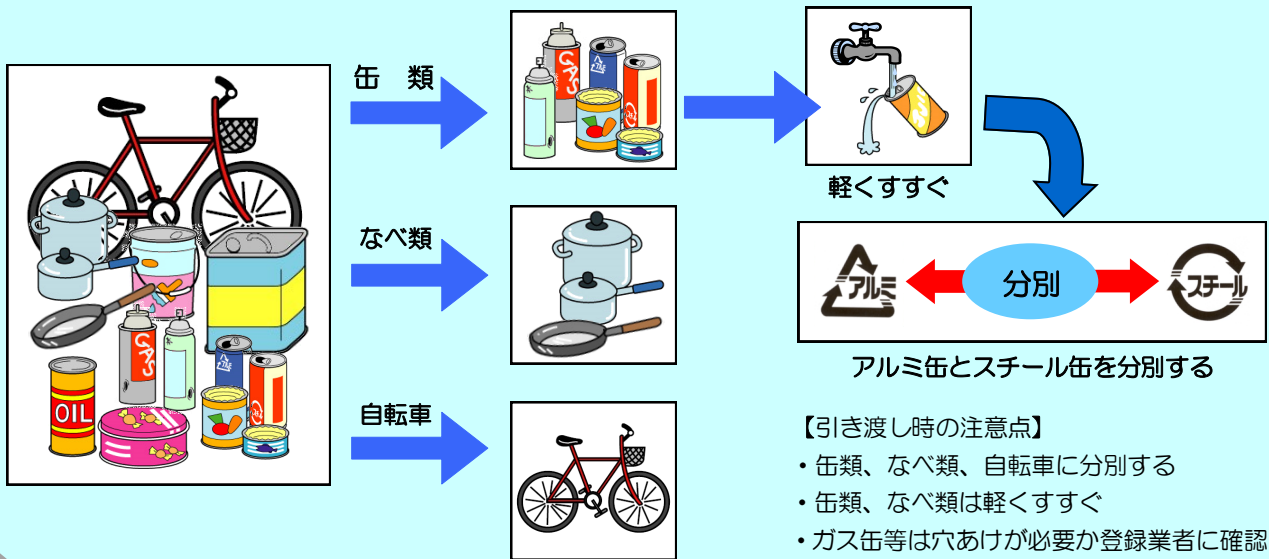
③ 乾かして
まとめて縛る

【回収できないもの】

- ・500ml未満の紙パック
- ・汚れやカビがひどいもの
- ・プラスチック等の注ぎ口がついているもの
- ・内側がアルミコーティングされているもの

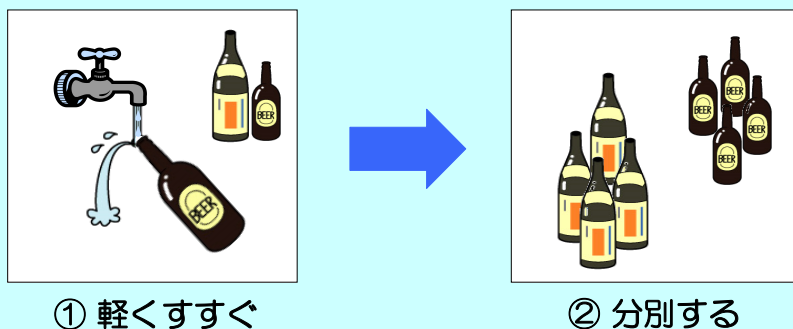
金属類の出し方

アルミ・スチール類 (市が収集する資源物に限る)



びん類の出し方

ガラスびん (再使用可能なびん)

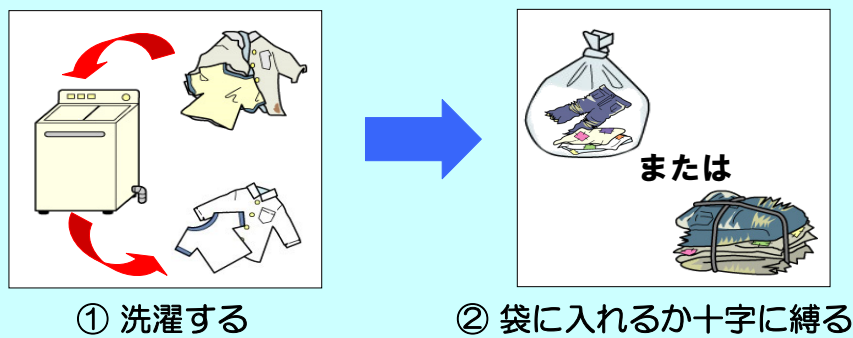


【引き渡し時の注意点】

- ・軽くすすぐ
- ・びんの種類別 (一升びん、ビールびん、Rびんなど) に分別する

布類の出し方

古着 (下着は不可)



【引き渡し時の注意点】

- ・洗濯する
- ・袋に入れるか十字に縛る

6. 登録団体へのお知らせとお願い



◆ 集団回収は「ごみステーション以外」の場所で！

(集団回収目的でもごみステーションから資源物の回収を行うと条例違反になります。)

集団回収を行う場合は、できるだけ「ごみステーション以外」の場所で行いましょう。

ごみステーション以外の場所で集団回収を行えば、市の定期収集日でも周囲からの誤解を受けることはありません。できるだけごみステーションと違う所に集積場所を確保しましょう。

定期収集日には、ごみステーションを集団回収の場所としては使用しないでください。

集団回収でごみステーションを使用する場合、周辺にお住まいの皆さんの誤解を招くおそれがありますので、市の定期収集日は絶対に使用しないでください。

◆ 資源物の引取り単価は変動します！

(資源物の引取り価格は市況価格によって常に変動します。)

登録業者に引取り価格を確認してみてもいい？

登録業者の引取り単価は、登録団体の引取り依頼内容(収集の形態、回収量等)によって違います。回収した資源物は登録業者であればどこにでも引渡しができます(品目ごとに別の登録業者に引渡し可能)ので、直接連絡して引取り単価について尋ねてみてはいかがでしょうか。

直接、登録業者に持ち込んでみては？

集団回収で回収した資源物を登録団体が自ら持ち込むことによって、登録業者が収集に要する燃料費等の諸経費が発生しないため、引取り単価が違ってきます。また、回収量によっては登録業者が収集運搬しない場合があります。登録業者に持ち込み時の単価等を確認し、直接持ち込んでみてはいかがでしょうか。

◆ 登録事項の変更はお早めに！

(登録事項に変更が生じた場合は指定の様式で申請が必要です。)

代表者の変更があった場合は速やかに申請してください。

子ども会、PTAで登録している団体は、毎年役員の交代時に事務引継ぎを行い、代表者の変更届(別記第3号様式)を必ず提出してください。

指定の様式で代表者の変更届の提出がない場合は登録状況が変わらず、申請書類が届かない等の不備が生じて助成金の申請ができない場合があります。

集団回収登録業者（平成28年5月末現在）

No.	登録業者	事業所所在地	電話番号
1	アトム回収社	熊本市北区植木町滴水661-1	096-273-2045
2	今見堂商店	熊本市南区南高江4丁目1-3-201	096-357-8920
3	(有)オー・エス収集センター	熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
4	(株)カネムラエコワークス	熊本市東区御領6丁目5-1	096-380-7227
5	河内商店	上益城郡益城町木山字上辻759	096-286-1569
6	九州紙業	熊本市北区龍田7丁目16-8	096-338-7289
7	久保商店	熊本市中央区坪井5丁目5-5	096-343-3629
8	(有)熊本ウエス川野商店	熊本市南区富合町南田尻950-1	096-357-6631
9	(有)River Field 熊本資源リサイクル	熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
10	(有)熊本容器	熊本市南区野田2丁目20-23	096-357-7568
11	資源流通センター(有)升富	合志市須屋2286-1	096-242-1057
12	(株)田中商店	熊本市南区良町5丁目22-26	096-378-0310
13	富田商店	熊本市中央区水前寺4丁目19-29	096-383-0978
14	(株)永野商店	熊本市北区室園町10-22	096-343-4970
15	仲村商店	熊本市南区川尻3丁目16-3	096-357-9281
16	(株)中山商店	熊本市北区植木町投刀塚15	096-272-0100
17	(株)西原商店	熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
18	(株)白菱 熊本支店	熊本市中央区本山1丁目6-27	096-319-2255
19	(有)馬場商店	熊本市西区上熊本2丁目1-46	096-352-0113
20	(有)森山商店	熊本市中央区新町1丁目6-26	096-352-4956
21	有価物回収協業組合石坂グループ西部事業所	熊本市西区上代7丁目28-11	096-329-2002
22	(有)熊南金属	上益城郡御船町大字高木1841-2	096-282-2752
23	(株)龍紙材	熊本市南区出仲間1丁目2-53	096-378-1001
24	(有)クリンケア産業	熊本市南区江越2丁目7-12	096-379-7011
25	有価物回収協業組合石坂グループ本社	熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
26	有価物回収協業組合石坂グループ大津事業所	菊池郡大津町杉水3746	096-293-0561
27	(有)緒方清掃	宇土市新開町東開1895-32	0964-23-2518
28	(株)星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5-76	096-338-6421
29	(有)都環境開発サービスセンター	熊本市南区近見8丁目13-92	096-353-2906
30	(有)大和観光資源開発	熊本市南区富合町田尻427-1	096-358-3730
31	大和紙料(株) 熊本リサイクルセンター	熊本市東区御領6丁目3-50	096-292-7210
32	(株)西原商店 城南営業所	熊本市南区城南町下宮地903-1	0964-28-5210
33	(有) クリーン健康社	山鹿市鍋田1507-2	0968-43-6348
34	(有) 平井商会	熊本市西区河内町船津2048	096-276-0144
35	社会福祉法人 環友會	熊本市南区近見9丁目10番50号	096-325-0007
36	山口資源株式会社 くまもと山源営業所	熊本市南区城南町隈庄401番地	0964-28-2230
37	(株)アースT・K	熊本市西区城山半田3丁目5-29	096-342-4787
38	(株)熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8丁目8-35	096-357-0070

リサイクル保管庫設置補助金交付制度について

(制度の概要)

集団回収活動の推進を図るため、集団回収によって回収されたの設置及び購入に対して補助金を交付します。



○ 交付対象となる保管庫

下記の要件をいずれも満たす保管庫に対して補助します。

- (1) 固定設置型で構造上、設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

○ 補助金の額

設置及び購入費用（消費税を含む。）の2分の1 ※限度額100,000円

※過去に補助金の交付を受けた団体については、限度額から過去の補助金を差し引いた額を上限とする。

○ 交付の条件

- (1) 「熊本市集団回収登録団体」であること
- (2) 保管庫の維持管理は、交付を受ける登録団体が責任を持って適性に行うこと。
- (3) 集団回収の資源物保管以外の目的に使用しないこと。

保管庫を有効利用し、より多くの資源物を回収しましょう。



団体内で保管庫の場所を十分に周知して、なるべく多くの人が利用できるようにしましょう。
(保管庫に登録団体名を掲示するなどの工夫を！)

保管庫設置時の注意！

◆ リサイクル保管庫を設置する場所を確保しましょう。

リサイクル保管庫の補助金を申請する際には、保管庫を設置する土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書が必要になります。



事前に保管庫設置予定の土地の所有者または管理者を調べ、土地の使用が可能かどうかを確認し許可をもらいましょう。(土地の所有者が不明の場合は登記事項証明書等の確認を！)

リサイクル保管庫の補助金交付までの流れ

申請書の取り寄せ (登録団体)

電話連絡または来課等で補助金申請に必要な書類を入手してください。

申請書の提出 (登録団体)

設置及び購入先が決定したら関係書類を提出してください。

【提出書類】

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設置見積書又は販売価格の分かるもの
- ・設置場所の位置案内図
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書

申請内容に変更が生じた場合は申請内容変更届の提出が必要になります。

- ・リサイクル保管庫設置交付申請内容変更届（様式第2号）

決定通知の送付 (市役所)

申請書類を確認後、下記の通知書を送付します。

〈補助金の交付を適当と認めた場合〉

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書（様式第3号）

〈補助金の交付を不適当と認めた場合〉

- ・リサイクル保管庫設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）

保管庫の設置及び購入 (登録団体)

リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書（様式第3号）の確認後、保管庫の設置及び購入を開始してください。

請求書及び完了届の提出 (登録団体)

保管庫の設置完了後、関係書類を提出してください。

【提出書類】

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第5号）
- ・リサイクル保管庫設置完了報告書（様式第6号）
- ・領収書
- ・完成写真

補助金の支払い (市役所)

関係書類の確認後、指定の口座へ振り込みします。

☆☆助成金交付申請書を提出する前に今一度確認をお願いします☆☆

チェック表

「申請書及び実績報告書（様式第4号）」のチェック

- 申請書に記入した団体名・氏名・住所は、説明会の際に配布した封筒または郵送されてきた封筒の宛名シールどおりになっていますか？
- 印鑑の押しもれはありませんか？ シャチハタ印はダメです。
- 回収品目数量の記入漏れや計算間違いはありませんか？
- 期間（1～6月または7～12月）内の全ての実施分が記入されていますか？
※特に1～3月は、年度が違いますので、申請漏れに注意してください。

「請求委任書・受領委任書（様式第5号）」のチェック

請求委任書

- 請求委任書の団体名・役職名・氏名・住所は、申請書と同じになっていますか？
- 印鑑の押しもれはありませんか？また、申請書と同じ印鑑が押してありますか？
- 振込先金融機関の口座番号や口座名義は通帳と同じになっていますか？
※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号の部分ではなく、振込み用の口座番号が別に記載されていますので通帳をご確認ください。
- 口座名義が団体名・役職名・氏名と一文字でも違う場合は、受領委任書の記入が必要です。
※ゆうちょ銀行の場合は、必ず受領委任書の記入をしてください。

受領委任書

- 受領委任書に記入した団体名・役職名・氏名・住所は、請求委任書と同じになっていますか？
 - 印鑑の押しもれはありませんか？また、申請書と同じ印鑑が押してありますか？
- ◎印鑑はすべて同じものを押してください。

熊本市環境局 資源循環部 ごみ減量推進課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL096-328-2365 FAX096-359-9945

E-Mail gomigenryou@city.kumamoto.lg.jp